ＣＰＡＰだより

4･5月号

CPAPを使って安全運転を！

３月に道路交通法の高齢運転者の規定が改正されました。

実は、道路交通法は度々改正されており
H26では、睡眠時無呼吸症候群についての規定
が改正されています。

それが、

「一定の病気等に該当する運転者対策を推進するための規定」

この一定の病気に「重度の眠気の症状を呈する睡眠障害」が
含まれます。
免許の取得･更新時に、一定の病気に該当するかの「**質問表**」
を提出し、虚偽記載を行った場合
１年以下の懲役または３０万円以下の罰金となります。

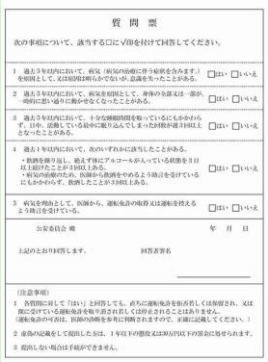

質　問　票

次の事項について、該当する□に√印を付けて回答してください。

1　過去3年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。　□はい　□いいえ

2　過去3年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。　□はい　□いいえ

3　過去3年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、運転している最中に眠り込んでしまったり眠り運ま同じとなったことがある。　□はい　□いえ

4　過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう指示を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。　□はい　□いいえ

5　病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう指示を受けている。　□はい　□いえ

公安委員会　殿　　年　月　日

上記のとおり回答します。　　回答者署名

（注意事項）
1　各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否されくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消されるとはかぎりません。
（運転免許の可否は、医師の判断を参考に慎重にきめて、正確に記載してください。）
2　虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
3　提出しない場合は手続ができません。

これは、しっかりとCPAPを用いていれば問題にはなりませんが、
毎日４時間以上装着しないと症状が改善しにくいといわれています。
なので、普段から**車の運転をされる方**や、**免許証をお持ちの方**は
特に意識するようにしてください。

CPAPを毎日４時間以上装着し、眠気をとって

安全運転をおこなってください。

のざと診療所　検査室